平成２７年（フ）第６１６号
千葉県我孫子市栄25番９号
破産者　伊藤　美和
1　決定年月日　平成28年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第６２９号
千葉県流山市西初石３丁目１番地の12　プランドール初石102
破産者　高橋　郁雄
1　決定年月日　平成28年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第６３６号
千葉県松戸市小金原２丁目９番地の18
破産者　有限会社モーションライフ
1　決定年月日　平成28年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第６３７号
千葉県松戸市小金原２丁目９番地の18
破産者　金子惠四郎
1　決定年月日　平成28年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第６４５号
千葉県野田市七光台424番地の23、開始決定時の住所千葉県柏市柏1279番地16
破産者　梶川　知広
1　決定年月日　平成28年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第１１８６号
さいたま市見沼区大字風渡野430番地69
破産者　株式会社ステップ
1　決定年月日　平成28年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第８０７１号
神奈川県川崎市多摩区栗谷３丁目17―１　ウインズモアⅡ　103
破産者　藤井　謙治
1　決定年月日　平成28年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８２号
北海道白糠郡白糠町東１条南１丁目１番地33
破産者　恩田機工株式会社
1　決定年月日　平成28年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第１２４号
群馬県高崎市下中居町254番地12
破産者　株式会社タイアップ
1　決定年月日　平成28年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第２０５号
群馬県甘楽郡下仁田町大字南野牧7457番地
破産者　有限会社池田石材
1　決定年月日　平成28年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第２７８号
千葉県印西市小倉台１丁目４番地７棟201号
破産者　近藤あや子
1　決定年月日　平成28年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第１５２８号
横浜市西区浅間町３丁目176番地７号コスモ’５・801号室
破産者　株式会社イントラクション
1　決定年月日　平成28年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７１９号
名古屋市天白区土原４丁目313番地
破産者　有限会社新開飯金自動車
1　決定年月日　平成28年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１７９９号
愛知県西尾市山下町泡原42番地１
破産者　一般財団法人いこいの郷福祉会
1　決定年月日　平成28年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１８１２号
名古屋市北区平安２丁目25番80号
破産者　有限会社ダイカン
1　決定年月日　平成28年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３４２号
大津市一里山５丁目10番１号
破産者　株式会社エー・トゥ・ゼット
1　決定年月日　平成28年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第５０２８号
大阪市中央区天満橋京町２番15号　岡本ビル７階
破産者　株式会社教育技術研修センター
1　決定年月日　平成28年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２０８号
北海道留萌市潮静２丁目１番地７
破産者　留萌警備株式会社
1　決定年月日　平成28年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１０３９０号
東京都大田区山王２丁目36番10号　山王ビル402号室
破産者　株式会社ダイシン
1　決定年月日　平成28年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１５７１号
神奈川県藤沢市辻堂新町４丁目１番１号　湘南モールフィル１階、商業登記簿上の本店所在地神奈川県平塚市山下598番地の９
破産者　株式会社ベルウッド
1　決定年月日　平成28年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第９９号
静岡県菊川市上平川147番地の１
破産者　株式会社リサイクルエイト
1　決定年月日　平成28年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第５５号
三重県松阪市久保町891番地14
破産者　有限会社コラント
1　決定年月日　平成28年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部